

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、家屋明渡等請求事件に係る訴えの提起をすることについて、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成28年9月5日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第9号

専 決 処 分 書

家屋明渡等請求事件に係る訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年7月26日

亀岡市長 桂川孝裕

家屋明渡等請求事件に係る訴えの提起について

市営住宅の明渡し等の請求に関し、下記のとおり京都地方裁判所園部支部に訴えの提起をする。

平成28年7月26日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

1 事件名及び訴えの相手方

事 件 名	訴 え の 相 手 方
京都地方裁判所園部支部 平成28年(ワ)第43号 家屋明渡等請求事件	京都府亀岡市在住 71歳女性 京都府亀岡市在住 33歳男性

2 訴えの内容

市営住宅の明渡し並びに滞納家賃及び損害賠償金の支払い請求

3 訴えの日

平成28年7月26日

家屋明渡等請求事件に係る訴えの提起について

1 事件名及び訴えの相手方

事 件 名	訴 え の 相 手 方
京都地方裁判所園部支部 平成28年(ワ)第43号 家屋明渡等請求事件	京都府亀岡市在住 71歳女性 京都府亀岡市在住 33歳男性

2 訴えの内容

市営住宅の明渡し並びに滞納家賃及び損害賠償金の支払い請求

3 訴えの日

平成28年7月26日